

～学習等供用施設の利用について～

学習等供用施設を利用するにあたって、次のことをご理解いただきご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 この施設は、営利等を得ることに使用することはできません。
営利を得ることを目的とする行為とは、概ね次のものです。
 - ① 会場を借りる人（団体）が営利を得ることを目的とする場合
 - * 商品の販売、展示
 - * 営利目的の企業や塾の経営者が開催する研修会等
 - ② 政治活動
 - ③ 宗教活動

- 2 多くの方に公平な利用をしていただくため、定期的又は長期的に利用する場合には、1週あたり1回を限度とするようご協力ください。

- 3 利用許可申請書の受付期間は、利用日の3か月前から前日までです。
 - * 当日、朝9時から夕方5時までは、部屋が空いていれば貸し出します。